

行政文書不開示決定通知書

山中 理司 様

警察庁長官



令和6年8月9日付けの行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条第2項に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定したので通知します。

記

- 1 不開示決定した行政文書の名称
在宅被疑者の取調べについて身元引受書を取得する際の留意点について書いてある文書（最新版）
- 2 不開示とした理由
本件開示請求に係る行政文書を作成し、又は取得しておらず、保有していないため不開示とした。

* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、警察庁長官に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

* 連絡先

この通知に関しまして、ご不明な点等がございましたら、下記事務担当までお問い合わせください。

- ・住所 〒100-8974 東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎第2号館
- ・担当係 警察庁長官官房総務課情報公開・個人情報保護室
- ・電話番号 03(3581)0141 内線2188
- ・担当者名 佐藤
- ・E-mail koukai@npa.go.jp